



明末北辺将卒の不正蓄財-張国威一味の事例

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-06-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 櫻井, 後部 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.24729/00006061 |

明末北辺将卒の不正蓄財—張国威一味の事例

櫻井俊郎

1

崇禎五年（1632）、晩秋のある日のこと。現在の北京市延慶県にある劉斌堡^{りゅうひんほ}は、当時もこんにち同様、冬が近づくとつれて、身体の芯まで染み通る、厳しい冷え込みの日々が訪れていたに違いない。その日の朝、20名ほどからなる男たちの一団が、長城の外側に出て、白い息を吐きながら、歩みを進めていた。当日は、靖胡堡・周四溝堡・黒漢嶺堡など、宣府東路管轄下の他の墩堡でも同じように、男たちのグループが長城外に出ていた。帝都北京に程近いこのあたりでは、5日に一度、斥候たちが班を組織し、辺外の定期的な“哨探”^{パトロール}に出るのが決まりであった。当時の呼び名で、これを“短哨”という。10日に一度行われることになっている、“長哨”と称される哨探もある。呼称から推すに、短哨は比較的近辺の哨戒、長哨は監視の範囲をより遠方まで及ぼしてパトロールするものだったと考えてよからう。

北京の真北から西北郊に位置するこの辺り、この時はまだ、明朝の実効支配下にあった。しかし、一昔前に比べれば、そのプレゼンスは大いに低下していた。北辺長城外のモンゴル諸部（当時の档案には“虜”“達子”等と記されている）に対する抑えがきちんと効いているかどうか、現地将兵たち自身、心許ない限りであった。遼東方面で日々脅威を増しつつある建州女直（同前、“東奴”等）と気脈を通じ、面^{おもて}では明に従っていても、腹の内では背いているのではないか。そんな危惧を抱かざるを得ない情勢であった。そのため、前線の将兵たちは近辺に出没する夷狄連中の動向に、常日頃から目を光らせているのだった。

2

さて、その日、劉斌堡から哨探に出た男たちの中に、①馬仲元という者がいた。崇禎八年（1635）の档案に年齢32歳と記録されている。つまり、当時は30歳になるかならないか、といったあたり。永寧の軍籍出身の男で、木を伐ることに長じていた。仲間たちは彼のことを②馬二と呼んでいる。松や栢などの立木が生えている場所に到達するや、一団は歩みを止めた。そして、③馬仲元を含む男たちが数名、木を伐り始めたのである。哨戒を目的としているはずの彼等がなぜ突然、きこり仕事などをはじめたのだろうか。

実を言えば、木材の調達も、彼ら斥候兵の通常業務の一部をなしていた。北辺前線の部隊は、主穀や俸給をこそ、南方からの供給に依存していたが、近場で調達可能な物資は極力彼ら自身で備えなければならない。たとえば燃料用の柴薪⁽¹⁾がそうだった。建築用材や矢籠の材料として用いられる木材⁽²⁾なども同じく、近辺の林野で兵卒たちが収集し、用に充てていた。だから、彼らが偵察行動の最中に木材の伐採作業にとりかかったこと自体は、普通の仕事の一部なのである。

しかし、崇禎七年（1634）10月、監視宣鎮太監王坤は、現場将兵らの行動を問題視し、中央政府に報告を上した。彼らの“業務”を、違法なものと疑ったのである。なぜか。それは、彼らの行為が私的蓄財のために行われていたからだった。このあと、現場の将兵たちが過去数年にわたって行ってきた、木材売却で得た売上の着服、夷狄との接触および取引など、大々的で、組織的にすら見える不正行為が、暴かれることになる。

3

劉斌堡を出発した一団の中にはまた、馬仲元らに指示を出す李天亮という男がいた。またの名を白戸と言う。少し変わった経歴の持ち主であった。山西平遙県出身の彼は、万曆三十七年（1609）、モンゴル部衆に拉致されると、その後20年以上の久しきに亘り、達子酋首の救目の家に住まうこととなる。崇禎五年（1632）、彼は現地で娶った夷人の妻・金九蓋と、彼女との間にもうけた3歳の幼子を伴って逃亡、長城を越えて明領に入り、張国威という明軍将官の下に投充して家丁となったのだった。彼はそこで、一連の不正利得行為の発端を作り、またその中心的存在として暗躍する。ただし、過去に生活を共にしたことのある、そして今や取引の相手となった達子らの恨みを買ひ、矢を射かけられ、最期は長城の口外で斫り殺される運命が、その後の彼を待ち受けていた⁽³⁾。その話については、後段で改めて触れることにしよう。

優郭三。彼もまた哨探のメンバーに加わっていた人物である。その齡、時に50歳前後（摘発時、52歳と記録されている）。やはり張国威の配下である。新参の李天亮と異なり、古株の家丁だったが、同じように辺外のことについては事情通。なかなか欲深い男であった。この辺りでは例年、達子酋首の救目が勝手放題な振る舞いをし、明側を悩ませてきたが、明軍が崇禎三年（1630）に挙行した掃討作戦により、彼らが遠方に退去するや、彼は状況が、近辺の木を勝手に取ってきて売却するのに好都合になったとみた。彼は、仲間に加わった李天亮と共に、親分張国威に対して金儲けの相談を持ちかけた。そうして、張国威は、手下たちの説く“うまい話”に乗ることになったのである⁽⁴⁾。

そんな経緯があったのち、砍手（木の伐り手）として馬仲元も仲間に引き入れられ、崇禎五年（1632）11月から同七年（1634）7月に至る20ヶ月の長きに亘り、松材を900塊、栢（コノテガシワ）材も900塊、それぞれ伐りだし、売却したのだった。松は一塊あたり4銭で取引され、通算して360両のカネになった。栢の価格はその倍、一塊あたり8銭、通算720両を得ることができた。総計すれば、1,080両分の上がりである。ただし、後述するように、その一部は着服せずに官に入れていたようなので、正しくは652両分のシノギと言うべきか。いずれにしても、辺境に生きる将卒らにしてみれば、なかなか割の良いサイドビジネスであったと思われる⁽⁵⁾。

4

総元締めとも言うべき張国威は、本件の沙汰が落着いた崇禎八年（1635）11月の档案で45歳と記録されている。つまり、不正蓄財に励んでいた当時は40台前半。万全都司開平衛の人で、もともと軍籍の出ではなかったが、辛酉（天啓元年、1621）・甲子（天啓四年、1624）両次の武科挙に合

格し、保薦や兵部推挙を経て都司僉書の地位を得たとされる。彼は宣府東路永寧參將の仕事に託され、崇禎四年（1631）10月4日に着任したのだ。後ほど具体的状況を見てゆくとはっきりするように、一味が手にした利得の流れを辿ってみると、全てではないにせよ、少なからざる部分が①張国威のもとへと吸い寄せられていた。

たとえば、先述した20ヶ月で総計1,800塊の木材、1,080両分の売却益を見てみよう。伐りだした木材の運び屋として、在官旗牌の②劉宗玉、またの名を③劉繼道という男がいたのだが、①張国威の命に随って松900塊のうちの670塊と、栢900塊のうちの200塊、計870塊の木材を水関堆という所まで運び、城壕の建設と箭簾に使用するために官に入れたという。その一方で、不正行為と知りつつ、残りの松230塊、栢700塊を①張国威らに流していた。①張国威が私的に得た利益は、松材について92両、栢材について560両、統べて652両であったという。

崇禎七年（1634）10月に監視宣鎮太監王坤から題奏がなされ、①張国威一味の不正利得行為は、ついに朝廷の知るところとなった。「巡按御史の責任で調査・報告せよ」、「本件に関しては兵部も注視しておけ」、等の指示が聖旨として示された。北辺前線では一年近くの時間をかけ、一連の事件に関する取り調べが進められた。

懷隆兵備分巡口北道僉事の胡福弘により調査結果が取り纏められ、最終的に宣大巡按梁雲構から北京に報告が届いたのが崇禎八年（1635）9月1日。木材売却益の銀両を着服していた件、当初は毎年3～4,000両もの巨利を得ていたのではという嫌疑もかけられていたが、調査の結果、そこまでの額ではなかったことがわかる。劉斌堡の瞭望で三道牆の軍人張国甫（43歳）、靖胡堡の在官軍人彭秀（45歳）、把總の張弘禎らによる供述により、裏が取られた⁽⁶⁾。しかし、調査によって、①張国威・②僂郭三・③李天亮・④馬仲元の脱法行為は、木材採採・販売・売上着服に止まらない、“多角経営”的なものだったことが判明したのである。

5

辺境で小忙しく、斫手としての仕事に精を出していた④馬仲元。彼の存在は、かねてから中国内地の物産を手に入れたいと思っていた達子酋首・敖目の目にとまるところとなる。ある日、彼は銀133両（40両の大錠を2塊、25両の中錠を2塊、3両の小錠を1塊）を敖目から託された。①張国威は、④馬仲元からそっくりそれを受け取り、着服する。

②僂郭三と③李天亮。彼らは、外夷の猛克兔と通謀していた。辺外で、崇禎七年（1634）5月15日に茶や布を内地で買い付けてもらうための200両を託された。これとは別に、③李天亮は6月26～7日にも銀碗・銀盃盤と銀70両を受け取っている。②僂郭三・③李天亮の両名は毎月茶葉を5～60包（一包の価格6文）、一年総計で約6～700包と、布を毎月11～2疋（一疋あたり2錢4～5分）、年間合計130～140疋を買い付け、外夷に融通していたという。買い付けに用いた銀は40両ほどで足りたので、託された費用の残りのうち80両は②僂郭三の取り分とし、それ以外の盃盤・銀両は③李天亮が着服した。①張国威に金品がわたっていないことから、この件については手下たちが勝手にやったことと思われる。

さて、彼らに買い付けを頼んだ猛克兔の方では、手渡した銀両や銀碗・銀盃盤の額に比べて、

入手できた布・茶があまりに少ないことに気づいた。騙されたとばかり、激怒したのであろうこと、想像に難くない。7月22日。㊦李天亮はこの日、3名で長城外へ哨探に出た。㊦僂郭三・張徳の兩名が先に戻った。一人になった㊦李天亮は、猛克兔らに狙われ、襲撃を受ける。弓矢で狙われ、さらに墩堡に逃げ込む前に、辺外で斬り捨てられたのである。調査が行われた際、420両もの銀を騙し取ったのではないかとの嫌疑が㊦李天亮にはかけられ、また彼を斬殺したのは、実は㊦張国威ではないかともされたようだが、いずれも正しくないことが㊦僂郭三の自供によって明らかにされた⁽⁷⁾。

既に登場した5名の罪犯のうち、一介の運び役に過ぎない㊦劉宗玉はさておき、㊦張国威・㊦僂郭三・㊦李天亮の3名は、一連の犯行の主導的立場にいた連中である。㊦馬仲元も、主犯格3名との関係の近さゆえか、はたまた重要な金品の流れに直接関わっていたからか、断罪される際に彼らと同列に扱われた。

調査が終了し、前線責任者・宣大総督梁雲構の題本が、崇禎八年（1635）9月1日に北京に到着する。彼の意見は、夷狄に斬り殺され既に亡き者となっている㊦李天亮を除く㊦張国威・㊦僂郭三・㊦馬仲元の3名を梟斬（斬罪の上、晒し首）に処すべし、というものだった。これを承けた朝廷でも、10月23日に兵部と刑部が合議の上判断を示し、同様に「梟斬」を妥当とした。11月11日、聖旨が下る。

「当地に於いて直ちに議決・処分を行い、例に照らして梟示とせよ。」
かくして、案件は落ち着いたのだった⁽⁸⁾。

6

崇禎七年冬から八年秋にかけて、現場での調査の責任者となった懷隆兵備分巡口北道僉事胡福弘は、関係者の取り調べ・聞き込みに力を注ぎ、全貌が明らかにされる。結果、違法行為の内容は木材横領のみに止まらずに多岐にわたり、関与した者も5人だけではない、相当な数。芋づる式に発覚した従犯（或いは便乗犯）たちについても、調査報告に依って以下に見てみよう。

㊦馬上威。永寧に寄住していた、山右の人。木材の伐採・売却に利ありと見て、㊦張国威一味の哨丁と共に、しばしば辺外に出ては、不正蓄財に励んだ。約2年の間に、松40塊（銀16両）、栢50塊（銀40両）を私物化した。事の発覚を恐れて逃走し、崇禎八年（1635）末現在、まだ捕縛されていない。在官軍人の馬騰友（別名馬海川、崇禎八年末時点で38歳⁽⁹⁾、龍門所の軍籍出身）の供述により、夷から150両を騙し取ったのでは、という嫌疑については事実無根であることが判明している⁽¹⁰⁾。

㊦沈計忠、またの名を㊦魏剛。劉斌堡の長哨で、36歳。毎月3回、ほぼ3年の間、長哨に出るたびに、松や栢を一塊ずつ持ち帰り売却、^{わたくし}私した。トータルで松40塊（16両）、栢30塊（24両）、合計銀40両相当である。これらは一切、㊦張国威にわたっていない。夷から150両を騙し取ったという事実は無かった。李全（永寧の人、軍籍出身、48歳）の供述による⁽¹¹⁾。

あばたのワシ
㊦王麻子。㊦張国威の家丁である。龍門の軍籍出身、時に48歳。松40塊（16両）を伐採・売却し、本人が着服。任四（永寧、軍籍出身、24歳）の供述と本人の自供による⁽¹²⁾。

㊦王二は劉斌堡の長哨、永寧の民籍出身で43歳。本人の自供によると、毎月3回、長哨に出る毎に木材を一塊ずつ持ち帰り売却、総計で松30塊（12両）、栢10塊（8両）、合わせて20両を私的に得ていた。㊦張国威へは上納しておらず、また夷から50両を騙し取った事実は無い、ということだった⁽¹³⁾。

㊦張三、またの名を㊦李愷、45歳、黒漢嶺の長哨。㊦王大、永寧の民籍出身、51歳。㊦李二、またの名を㊦李善政、山西の民籍出身、45歳。㊦龔祥、滴水崖の軍籍出身、38歳。さらに既に物故している㊦孫孝。以上の5名は、崇禎七年（1634）6月20日、辺外にて、夷人の王孟台吉宰生の手下、陶半なる男から銀170両を受け取り、布疋の代理購入を請け負った。5人は延慶州で、これが闇取引だということを知らない布問屋の曹家から布100疋、疋あたり4銭で買い付け、実費40両を除く残金130両を五等分した。7月1日、5人は20疋ずつを背負い、密かに辺外に出た。商品を陶半に手渡すためである。靖胡堡に連接する威遠墩に至ったところで、一行は㊦饒郭三に見つかり、㊦張国威にバレてしまう。連中が勝手に布の取引に手を染め、利益を山分けしていることが面白くない㊦張国威は、李二を百叩きの目にあわせ、二十数日間にわたり拘禁した。この件、㊦張国威は上司に報告せず、隠匿している。陶半が漢語に通じていた事実は無い。㊦王大（原文「劉大」）ら各犯の自供による⁽¹⁴⁾。

劉斌堡の哨丁㊦徐来慶。永寧の人で軍籍出身、28歳。またの名を㊦馬礼という。5日ごとに一度、短哨に出ては松や栢を一塊ずつ持ち帰ること、約2年。通計で松40塊と栢30塊、併せて銀40両で売却し、着服。夷から150両を騙し取った事実は無し。趙三（滴水崖の民籍、50歳）の供述⁽¹⁵⁾による。

現在逃亡中の㊦王一明という男、夷から銀100両と銀碗一個を騙し取ったという嫌疑がかかっているが、証人の白二（赤城の人、軍籍出身、28歳）は何も知らないと言っている⁽¹⁶⁾。

山西の軍籍出身で靖胡堡の長哨㊦郭二は、毎月6度の哨探（即ち短哨）に出るたびに木材を一塊ずつ持ち帰り、売却。ほぼ一年で松30塊（12両）、栢40塊（32両）、合計44両を売り上げて、全て㊦張国威に上納していた。運び役をしていたのは、㊦張国威の家人である㊦張貴。山西祁県の民籍の人物で、30歳。㊦郭二には松一塊につき1銭、栢一塊につき2銭が手当てされている。つまり取り分は1/4。張金なる男は関与しておらず、また夷から150両を騙し取っていた事実も認めらなかった。㊦張貴・㊦郭二両名の自供による⁽¹⁷⁾。

劉斌堡の長哨④馬二すなわち④馬仲元。3年にわたる、毎月6度の哨探において伐採した松は20塊（銀8両）、栢50塊（40両）。⑥金応科が運び役となり、計48両全てが⑥張国威に上納されていた。⑥金応科は別名⑥金東山といい、赤城の軍籍出身、46歳。⑥張国威の家人である。④馬仲元には松一塊につき1銭、栢一塊につき2銭が支給された。やはり1/4の取り分。夷から200両を騙し取ったという事実は無し。⑥金応科・④馬仲元二人の自供による⁽¹⁸⁾。

⑥池一位、山西の軍籍出身、31歳。⑥梁汝明、同前出身の29歳。ともに周四溝堡の長哨で、月に3度の長哨に出では、一年有余の間に栢ばかり30塊（24両）を得て、二人で山分けしていた。夷から25両を騙し取ったことは無い。張讓（右衛、軍籍出身、30歳）の供述に基づく⁽¹⁹⁾。

⑥周世商、山西沁源縣の人、45歳。⑥趙望、山西の軍籍出身、34歳。⑥謝羽、山西の軍籍出身、40歳。⑥王廷玉、同前、44歳。いずれも周四溝堡の長哨である。崇禎七年（1634）7月10日に辺外へ出ると、11日の昼時に朶羅灣という場所に至った。そこで夷人の猛克兔と接触、銀67両を受け取り、内地で茶葉や五色平機雜布を買い付けてくるよう託される。12日に戻った彼らは、銀を持って周四溝堡守備・高崇讓のもとに自首してきた。接收した銀両は、在官舖民の李進表（山西汾陽縣の民籍、28歳）の舖内に移され、東路通判の倉庫に転送されて現在も保管されている⁽²⁰⁾。

周四溝堡の長哨である⑥王元（密雲の軍籍出身、68歳）・⑥楊四（山西の軍籍出身、42歳）・⑥涂正（山西の軍籍出身、27歳）の3名は、崇禎七年（1634）7月1日に辺外に出て、4日に朶羅灣に到着。かれらは夷人・黒詔氣白肚兒から銀25両を受け取り、茶・布等のものの買い付けを請け負った。6日に明朝領内に帰還したが、当日中に銀を持参して本堡守備・高崇讓のもとへ出頭した。押収した銀両は在官舖民の郭林山（山西の民籍、34歳）の舖内に収めたあと、東路通判の官庫に転送し、現在にいたるまでそこに収貯してある⁽²¹⁾。

⑥張国威は周四溝など、8ヶ所の墩堡から、それぞれ毎月銀5銭を徴収していた。崇禎五年6月25日から7ヶ月間に合計28両を着服。ただ、到任以来、通算で1000余両も上納させていたというような事実は無い。在官の吳闌子（永寧の軍籍出身、35歳）の証言による⁽²²⁾。

なお、盜賊の王国英らをかきまとった疑いがかけられた一件であるが、証人の周秀才が既に死亡してしまっている。また、延慶の閑任将官である劉茂芳（57歳）、永寧の民籍出身の武四（50歳）・龍門所の軍籍出身の馬海川（またの名を馬騰友、38歳）らの証言によると、そうした事実の形跡も証拠も、全く無いとのこと⁽²³⁾。

逃亡中の家人⑥張德勝は、東奴（建州女直）が崇禎七年（1634）7月中に境内に侵入し宿営した際に残した牛8頭（銀24両相当）と羊30頭（銀9両相当）、合計33両分を、弟の⑥張德功

(龍門所の軍籍出身、31歳)と共に自宅まで追い立て、私囊に収めた。官に報告すべき所を隠匿して、私腹を肥やしたのである。牛は18頭いたとか、㊦張国威が夷丁を放って略奪したとかいうことは無い。㊦張徳功の自供による⁽²⁴⁾。

㊦張国威の在官家人、㊦張楽安(宣府、軍籍出身、36歳)と㊦胡望龍(逃亡中)の二人は、さきに㊦張国威に随い、食い扶持が少なすぎるとして、永寧城に淫店を開いた。張世芳(釈放済み)・張大(永寧県、童生、27歳)の二人が小金を所持しているのに目を付けて賭博を行わせ、張大の銀30両を巻き上げた。もとより60両を騙し取ったということはない。事情は、娼婦取り締めり役の崔弘恩と、被害者である張大の供述により明らかとなっている⁽²⁵⁾。

㊦張国威は属官への科派として、3守備・4操防から、守備には柴50捆と炭20包ぶんとし、各々銀5両1銭に換算し、総計で15両3銭の銀を折納させた。操防には柴30捆と炭10包ぶんとし各々銀3両換算で、総計12両の銀を折納させた。併せて銀27両3銭の全額が、各堡から㊦張国威の私的蓄財に回ったことになる。在官家人の㊦辺二(宣府、軍籍出身、35歳)すなわち㊦辺小山が搬送役となったが、これは崇禎5年冬季の一度きりのことであり、崇禎6年以後には全く行われていない。年々40余両、通算して200余両を取っていた事実はない。堡の号令である楊松(黒漢嶺堡の軍籍出身、52歳)、李二(またの名を李逢太、永寧の民籍、45歳)が審らかに証言している⁽²⁶⁾。

㊦張国威は弓矢の材料だと称して、劉斌堡・周四溝・四海治・黒漢嶺の各堡に票を送りつけ、箭草(矢竹?)・樺皮(白樺の皮)・煖皮(白樺の木の軟皮)を供出するよう要求した。このうち、四海治は煖皮の実物を30斤・箭草を20斤を送らせ、劉斌堡・周四溝・黒漢嶺の3処からは銀8両4銭2分(総計で25両2銭6分)で折納させ、全て㊦張国威に上納させた。家人の㊦辺小山が搬送役となっている。ただ、その他の各堡については、こうした事実は認められなかった。上記の事情は各堡の号令彭秀(靖胡堡の軍籍出身、45歳)・李逢太(またの名を李二、永寧の民籍、45歳)の証言および各堡の守操官の巻案が審らかな証拠となっている。また、黒峪口には以前から交柴軍の陳伍児(永寧、軍籍出身、50歳)ら4名がいるが、家人㊦辺小山を通じ、彼らから日用の燃料として、毎日4束の柴が㊦張国威に上納されていた⁽²⁷⁾。

7

以上が、北京に届いた報告書に記されていた、㊦張国威らによる不正蓄財行為の全容である。ここに登場する不正行為を類型化すると、

- ①哨探を隠れ蓑にして木材を不正伐採し、それを売買することにより得た代金を着服する。
- ②夷人から金を預かり、茶・布等の購入を請け負う。いわば密貿易の先棒を担ぐ。また、そこで発生する、預かり銀の余剰を着服する。
- ③墩堡駐留部隊から私的に銀を徴収し、着服する。

- ④賭場を開帳し、客から金品をまきあげる。
- ⑤建州女直が宿営時に残した牛・羊を私物化する。
- ⑥公用の燃料であるべき柴・炭をピンハネする。
- ⑦弓矢等の用材を私的に徴収し、着服する。

などとなる。盗賊を匿ったという嫌疑は、有効な証言や証拠が無かったということで、ここではひとまず除外するとしても、彼らの行為が木材の着服に止まらぬ、多様な分野に及んでいたことが確認できる。

本論本文中では試みに、本案の犯罪者・被疑者（死亡・逃亡中の者も含む）に下線とともに丸番号を付してみたのだが、合計33名の多きに上った。相当な人数が関与する、大がかりな不正であったことは明瞭である。特に家人・家丁、つまり①張国威の個人的な手下どもも、多数かんでいた。彼らは不正における主導的な役割を担い、①張国威への密告、金品の運搬役なども務めていた。一方で①張国威とは無関係な便乗的行為も一部含まれてはいたが、基本的には①張国威一味による組織的な不正行為であり、便乗者も付随して存在していたと見ることができよう。数十両、数百両という銀両の額の大きさ、2～3年間という継続性からも、その組織性が窺われる。

当時の北辺墩堡では、どこでもこんな様子が見られたかどうか、これだけでは不明である。一例を以て、安易に一般化することは慎むべきであろう。しかし、北辺墩堡に駐留する将兵たちが不正蓄財に手を染めた時の実像を具に知る点、非常に興味を惹かれるケースといえる。彼らが物欲を満たそうとする時、北辺前線の墩堡あたりではどのようなチャンスが転がっていたのを知りうる、貴重な手がかりを提供していよう。

【註】

- (1) 拙稿「崇禎年間の焼荒」、『人文学論集』第28集、2010年3月、p.71上段。
- (2) 將前松栢枋木八百七十塊、俱入官置造城壕・箭簾使用。

なお、本論中に引用する史料は、基本的に『明清史料』丁編・第六本・501a～506bに所収の「兵部等部題行兵科抄出宣大巡按梁雲構題稿」に依った。

関連する档案に、「兵科抄出兵部等部尚書等官張鳳翼等題本」（『明清史料』同前・500a）もある。宣大巡按梁雲構からの題本を承けて、崇禎八年11月9日に兵部・刑部が合同で題覆した時のもので、それに対して付された11月11日の聖旨が最終決定である。

- (3) 有出邊未回、被虜射死家丁李天亮、又名白戸、原係山西平遙縣人。於萬曆三十七年被達子搶去、在酋首敖目家久住後、於崇禎五年攜有夷婦一口、名金九蓋、并三歲幼子逃回進邊、投充國威下家丁。…李天亮因平素誑了達子、買茶布銀物甚多、達子惱他、將他射了兩三箭、復斫死在口外。
- (4) 在官家人僂郭三、各素性貪利無忌、熟知邊外。原係敖目住牧巢穴、年累次在邊作歹、自崇禎三年間、會兵剿創後、彼酋移帳遠去、好得砍販枋木、伊等各就^{不合}、向國威商說前情、國威亦就^{不合}允從。

文書内に「不合」という言い回しが何度も出てくるが、不詳。本註引用中では四角囲みにした。用法を帰納すると、違法行為を表現しているように思われる。

- (5) 遂於崇禎五年十一月起、…至七年七月止、計二十箇月、每月斫松栢枋木九十塊；共斫松枋九百塊、每塊值銀四錢、共值銀三百六十兩；栢枋九百塊、每塊值銀八錢、共值銀七百二十兩。
「枋」といえば通常は角材を指すのだろうが、文字通り、実際に彼らが製材めいたことまでしていたのかは不明である。
- (6) 在官旗牌劉宗玉即劉繼道、亦不合、聽從國威、遣令將松枋六百七十塊・栢枋二百塊運送、地名水關堆、寄事犯、將前松栢枋木八百七十塊、俱入官置造城堞・箭簾使用。其餘松枋二百三十塊、值銀九十二兩。栢枋七百塊、值銀五百六十兩。二項共銀六百五十二兩、俱國威發賣入己。原無每年得利三四千兩。情繇、在官劉斌堡瞭望三道牆軍人張國甫、靖胡堡在官軍人彭秀、竝本堡在官已省發把總張弘禎、各審證。
- (7) 比僂郭三・李天亮、因出邊慣熟、且有李天亮丈人外夷猛克兔相通、因此與猛克兔等時常買茶買布、於崇禎七年五月十五日、猛克兔等與李天亮銀二百兩、又本年六月二十六七日、與李天亮銀碗一箇・銀盃盤一副・又銀七十兩、託令置買貨物。僂郭三・李天亮、各又不合、每月買茶約有五六包、一年約有六七百包、每包值銅錢六文；每月又夾帶買布十一二疋、一年約有一百三四十疋、每疋值銀二錢四五分；共買一年約用銀四十兩、餘銀僂郭三分使八十兩、其餘盃盤銀子、俱李天亮收去使了、并無分與國威。其李天亮、於崇禎七年七月二十二日、同僂郭三并不在官長哨張德出邊哨探、惟僂郭三・張德二人進邊回家、李天亮因平素誑了達子、買茶布銀物甚多、達子惱他、將他射了兩三箭、復斫死在口外。原無騙夷銀四百二十兩、亦無國威處死李天亮。各情繇、僂郭三親口供證。
- (8) 張國威・僂郭三・馬二・張三・李二・王大・龔祥、俱著彼處、即會官處決、仍照例梟示。
- (9) 以下、特に断らない限り、罪犯や供述者の年齢は、档案に載る崇禎八年末現在のものを示す。
- (10) 有寄住永寧脱逃不在官山右人馬上威、見得斫木有利、亦不合、時嘗跟隨國威哨丁出邊、將幾二年約、斫松枋四十塊、值銀一十六兩、栢枋五十塊、值銀四十兩、陸續發賣入己、恐懼事犯預先逃走訖。原無騙夷銀一百五十兩。情繇、在官軍人馬騰友審證。
- (11) 有劉斌堡長哨在官沈計忠、即魏剛、每月出口三次、亦不合、每次帶回不拘松栢枋木一塊、松枋每塊賣銀四錢、栢枋每塊賣銀八錢、約三年、共賣松枋四十塊、得銀十六兩。栢枋三十塊、得銀二十四兩、共銀四十兩。並無分與國威、俱魏剛入己訖。原無騙夷銀一百五十兩。情繇、在官李全審證。
- (12) 有王麻子、係國威家丁、亦不合、故違「各邊軍民人等私出境外砍木等項事例」、陸續跟隨長哨出邊、斫松枋四十塊、值銀一十六兩、發賣入己訖、原無騙夷銀七十兩。情繇、在官軍人任四及本犯自供證。
- (13) 有劉斌堡長哨王二、每月出口三次、亦不合、每次帶回不拘松栢枋一塊、松枋每塊賣銀四錢、共賣松枋三十塊、價銀十二兩。栢枋每塊賣銀八錢、約三年、共賣栢枋十塊、價銀八兩、約賣一年餘、共賣銀二十兩、入己訖、並無分與國威、亦無騙夷銀五十兩。情繇、本犯自

供證。

月に3度の出口ということは、長哨であろう。

(14) 又黒漢嶺長哨在官張三即李愷・并在官永寧人王大・李二即李善政・龔祥・并已故孫孝五人、各亦不合、故違新禁、於崇禎七年六月二十日、在邊外、収夷人王孟台吉宰生恰下陶半銀一百七十兩、代買布疋、五人各止買延慶州不知情曹家舖布一百疋、每疋用價銀四錢、共用銀四十兩、其餘銀一百三十兩、五人均分訖、將布每人各背二十疋、於七月初一日往口外、密送間行、至靖胡堡接頭威遠墩、有僂郭三在彼撞見、稟知國威、嗣後五人與陶半送布進口、國威因恨伊等私分布銀、將李二夾一夾棍打了一百杠子監、二十餘日、國威亦又不合、不行申報、徑自隱匿、陶半能通南朝音語、并無。劉大各犯自供、相同。

史料後半部はいささか読みにくいため、大意を取った。また、自供した者の名が史料では劉大とされているが、王大の誤りと判断した。

(15) 有劉斌堡在官哨丁徐來慶即馬禮、每五日出邊一回、亦不合、斫取松栢枋木一塊、二年來約斫松枋四十塊、每塊值銀四錢、栢枋三十塊、每塊值銀八錢、共賣銀四十兩入己、原無騙夷銀一百五十兩。情繇、在官趙三供證。

5日に一度の出辺ということは、短哨であろう。

(16) 脱逃不在官王一明、款開騙夷銀一百兩・銀碗一箇、刑審、證人白二供稱、實不知王一明有無騙夷銀兩；即銀碗情繇、無憑、質對。

(17) 有靖胡堡在官長哨郭二、每月出哨六次、亦不合、每次斫取不拘松栢枋木一塊、約一年、共斫松枋三十塊、值銀十二兩；栢枋四十塊、值銀三十二兩、共值銀四十四兩、盡數交與國威。家人在官張貴、亦不合、収送國威訖。每松枋一塊、止給郭二銀一錢、每栢枋一塊、止給銀二錢、并不與不在官張金相干、亦原無騙夷銀一百五十兩、情繇、張貴・郭二各供、相同。

(18) 有劉斌堡長哨馬二即馬仲元、每月出哨六次、亦不合、每次斫取不拘松栢枋木一塊、約三年內、共斫松枋二十塊、值銀八兩、栢枋五十塊、值銀四十兩、共銀四十八兩、盡數交與國威。在官家人金應科、亦不合、収送國威訖。松枋每一塊止給馬仲元銀一錢、栢枋每一塊止給銀二錢。原無騙夷銀二百兩。情繇、金應科・馬仲元各供、相同。

ただし、これが既出の僂郭三・李天亮らと共に行った大量伐採・販売に含まれるのか、別のものかは不明。

(19) 又有周四溝長哨在官池一位・梁汝明、每月出哨三次、約一年有餘、二人亦不合、共斫栢枋三十塊、共賣銀二十四兩、二人均分入己、原無騙夷銀二十五兩、情繇、在官張讓審證。

(20) 有周四溝堡長哨在官周世商・趙望・謝羽・王（原作玉、當改）廷玉、於崇禎七年七月初十日出口、十一日午時在地名朶羅灣、各不合、接受夷人猛克兔銀六十七兩、託買茶葉・并五色平機雜布、至十二日入口、伊等將銀出首本堡守備高崇讓處、該備隨寄在官舖民李進表舖內、轉送東路通判庫內収貯、見在。

(21) 有周四溝長哨在官王元・楊四・涂正、於崇禎七年七月初一日出邊、初四日到地名朶羅灣、各亦不合、接受夷人黒詔氣白肚兒銀二十五兩、託買茶布等物、初六日進口、各丁本日將銀

出首本堡守備高崇讓處、該備隨寄在官舖民郭林山舖內、轉送東路通判官庫收貯、見在。

- (22) 國威又^{不合}、坐占周四溝等八口墩軍、每口每月坐納伴銀五錢、自崇禎五年六月二十五日扣起、共止扣了七箇月、共銀二十八兩、原無自任以來約一千餘兩。情繇、在官吳闖子審證。
- (23) 窩養強賊王國英等一款、除證人周秀才已死外、審據在官證佐原任將官劉茂芳并在官武四·馬海川即馬騰友、各極口供稱「此事全無影響、無憑」、供招。
- (24) 有脫逃不在官家人張德勝、因崇禎七年七月內東奴入犯起營後、遺有牛八隻值銀二十四兩·羊三十隻值銀九兩、共銀三十三兩、張德勝與同在官弟張德功趕取伊家、只合報官、爲是各^{不合}、隱匿肥己訖、原無牛一十八隻、亦無國威縱放夷丁搶奪、及國威侵用。情繇、張德功供證。
- (25) 國威在官家人張樂安·并先脫逃不在官家人胡望龍、向隨國威、食糧各不安本分、就在永寧城開淫店一處、窺見已省放張世芳·在官男張大帶有銀錢、各^{不合}、故違賭博事例、套贏張大銀三十兩、原無哄銀六十餘兩、情繇、在官審逐娼婦崔弘恩并張大各供招證。
- (26) 國威又^{不合}、科派屬官、三守備·四操防、每守備派柴五十捆·炭二十包、共折價銀五兩一錢、共銀一十五兩三錢；每操防派柴三十捆·炭十包、各折價銀三兩、共銀一十二兩、通共銀二十七兩三錢、俱各堡號令交與國威。在官家人邊二即邊小山、亦^{不合}、收送國威訖、止是崇禎五年冬季科派一次。六年以後、國威盡行革去。原無每年約銀四十餘兩、節年約二百餘兩。情繇、在官各堡號令楊松·李二即李逢太審證。
- (27) 國威又^{不合}、指稱弓胎樺皮、行票向劉斌堡·周四溝·四海冶·黑漢嶺、要制刷箭草·樺皮·煖皮、內四海冶支送本色煖皮三十斤·刷箭草二十斤、劉斌堡·周四溝·黑漢嶺三處各折價銀八兩四錢二分、共銀二十五兩二錢六分、俱各堡號令交與國威。家人邊小山又^{不合}、收送國威訖。其餘各堡、並無取派、亦無每堡折價一十二兩及八兩共六十餘兩。情繇、各堡號令彭秀·李逢太及各堡守操官卷案審證。又黑峪口原有交柴軍陳伍兒等四名、每日交柴四束。家人邊小山查收、國威每日燒用訖。

Illegal Accumulation in Northern Border of Late Ming

– Zhang Guowei's Case

Toshiro SAKURAI

Illegal accumulation among soldiers was rampant at some forts of northern border, from the 5th to the 7th year of the Chongzhen 崇禎 period of late Ming. They used to go outside the border and cut pines and oaks, sold them, and embezzled the gains. Their activities were camouflaged as routine patrols which took place every five or ten days.

Their illegal sidelines were exposed at last, in the 7th year of the Chongzhen period. And after about a year of investigation, the report on this case was brought forward to the Beijing court. Not only cutting and selling wood, they had many other means of embezzlement. For example, they were concerned in smuggling, squeeze silver from forts under command, run gambling hall, steal livestock which Jurchen 女真 had left after retreat, grab firewood and bark, etc. Number of offenders amounted to over 30, and their act stretched over a period of three years. Main members of the ring, such as Zhang Guowei 張國威, Sha Guosan 郭三 were sentenced to death - Li Tianliang 李天亮 were already dead at that time.